

平成21年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成21年2月25日

筑西広域市町村圏事務組合

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月25日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	5
管理者の招集あいさつ	5
一般質問	7
議会運営委員長の報告	18
施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について	20
議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第5号から議案第8号の上程、説明、質疑、採決	27
議員提出議案第1号、議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、採決	43
閉会中の継続審査の申し出について	44
発言の申し出	45
閉 会	45

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成21年2月25日(水) 午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正について
議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
(四案一括上程)
- 日程第 5 議案第 5 号 分賦金の負担割合について
議案第 6 号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
議案第 7 号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算
議案第 8 号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算
(四案一括上程)
- 日程第 6 議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について
議員提出議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(二案一括上程)
- 日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	小高友徳君	2番	皆川光吉君
3番	尾木恵子君	4番	仁平正巳君
5番	堀江健一君	6番	秋山恵一君
7番	中田松雄君	8番	船橋清君
9番	高田重雄君	10番	橋本位知朗君
11番	林悦子君	12番	榎戸甲子夫君
13番	箱守茂樹君	14番	片平忠行君
15番	關四郎君	16番	山口明君
17番	鈴木聡君	18番	須藤一夫君
19番	孝井恒一君	20番	前場文夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	富山省三君	副管理者	小西栄造君
副管理者	中田裕君	収入役	大木均君
常任幹事	大越洋一君	常任幹事	松岡正和君
常任幹事	飯寫洋一君	事務局長	星野幸一君
事務局総務課長	横田有司君	事務局企画財政課長	小島徳幸君
筑西遊湯館長	近藤邦男君	県西総合公園管理事務所長	氷鉦博君
次長兼環境センター所長	百瀬正治君	きぬ聖苑場長	赤野間敏雄君
消防本部長	飯村勝行君	筑西地域職業訓練センター所長	井関幸雄君
老人福祉施設等支配人	沼田重夫君	筑西市秘書課長	稲見猛君

職務のため出席した者

事務局次長	古谷好男君	事務局総務課総務グループ長	杉山雄一君
事務局総務課総務グループ主任	豊口勝昭君		

◎開会の宣告

○議長（片平忠行君） これより、平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（片平忠行君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立しております。それでは、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（片平忠行君） 次に、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、2番、皆川光吉君、17番、鈴木 聡君の両君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（片平忠行君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（片平忠行君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたします。
古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第177号

平成21年2月25日

組合議会議長 片平忠行 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

平成21年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正について

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する
条例の一部改正について

議案第5号 分賦金の負担割合について

議案第6号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

議案第7号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

議案第8号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算

以上でございます。

○議長（片平忠行君） これらの議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（片平忠行君） 次に、本定例会の会期及び日程等につきましては、去る2月23日に行われま
した議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹君。

〔議会運営委員長 箱守茂樹君登壇〕

○議会運営委員長（箱守茂樹君） おはようございます。平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合
議会定例会につきまして、去る2月23日、議会運営委員会を開催いたしました結果につきましてご報
告をいたします。

日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告についてであります。

日程第4は、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正についてから議案第4号
筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
改正についてまでの4案を一括上程するものであります。

日程第5は、議案第5号 分賦金の負担割合についてから議案第8号 平成21年度筑西広域市町村
圏事務組合老人福祉事業特別会計予算までの4案を一括上程するものであります。

日程第6は、議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について及
び議員提出議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正についての2案を一括上程するものであります。

日程第7は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしております。なお、各議員の発言につきましては、これ
までどおり、一般質問は再質問まで答弁を含め60分以内、質疑につきましては再質疑まで答弁を含め

45分以内ということで確認されましたので、議事の進行につきましては、皆様の特段のご協力をお願い申し上げます、報告にかえさせていただきます。

○議長（片平忠行君） 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

◎会期の決定

○議長（片平忠行君） まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集あいさつ

○議長（片平忠行君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 改めまして、おはようございます。

平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ、今定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

初めに、昨日の新聞報道にもありまして、元筑西広域消防職員による大麻栽培容疑での逮捕事件につきましては、誠に遺憾なことであります。議員並びに関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたし、心からおわびを申し上げる次第でございます。今後は、市民の皆様の期待に応えるべく職務に精励させるとともに、さらに綱紀の肅正に努めてまいりますので、特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、今年度の事業につきましては、おかげをもちまして、おおむね順調に推移しているところであり、各事業の進捗状況等について若干のご報告を申し上げます。

まず、圏域住民皆様の健康増進施設である筑西遊湯館につきましては、平成15年4月のオープン以来、昨年6月6日に入館者数100万人を達成したところであります。生活習慣病など健康に対する関心が高まっている中で、今年度も利用者の視点に立った運動プログラムを実施したことにより、12月末現在の利用者数は16万4,793人、前年同期と比較しますと859人の増となっております。今後とも、環境センターの余熱を利用した自然環境に優しい施設としての効率的な管理運営と圏域住民の健康づく

りの拠点として、多くの皆様にご利用いただけるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、県西総合公園につきましては、家族みんなで一日中楽しめるスポーツレクリエーション施設として、年間約30万人の方々にご利用いただいております。12月末現在の利用者数は、前年同期と比較しますと3万1,435人、約12%の増となっております。人気のテニスをはじめウォーキングやジョギング、ターゲットボードゴルフと幅広い年代の方々にご利用いただいているところであります。また、昨年末から県の施行により、子供広場に設置工事が進められておりましたターザンロープと3メートルの幅の滑り台がこのほど完成し、今月12日より利用されております。今後とも、小さいお子様から高齢者まで多くの方々に充実した時間を過ごしていただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

次に、消防関係ですが、12月末までの筑西広域圏内における救急出場件数は5,188件となっており、前年同期と比較しますとほぼ同数となっております。昨年の北関東自動車道桜川筑西インターチェンジの開通により、今後さらに救急出場回数の増加が想定されることから、今般通信指令装置の改修工事を図ったところであります。これにより、これまで携帯電話からの救急要請に対しまして事故現場の特定が困難でありましたが、今後はGPS機能付きの携帯電話であれば即座に位置検索が可能となり、事故現場への到着時間がさらに短縮され、救急救助活動が迅速に行えるなど、圏域住民の安全、安心の確保に大いに寄与するものと考えております。

これら筑西広域圏の共同処理事業に係る総予算は、62億円を上回る規模となり、環境衛生及び消防関係が軸ではありますが、住民生活に直結した業務として、広域行政の果たす役割もますます重要性を増してきております。今後とも時代の要請に応えるべく、設備の近代化を進めつつ、経費の節減には最大限の努力を払いながら事業効果を上げてまいりたいと存じますので、議員並びに関係各位の一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今定例会の提出案件の概要を申し上げます。まず、議案第1号から第4号までの4件は、各条例の一部改正でございます。

議案第1号は、組合表彰が表彰期日に実施できない状況が続いていることから、表彰期日等を改正するため、表彰条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、運用基金の用途を広げるため、情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号から議案第8号までの4件は、分賦金の負担割合と平成21年度の一般会計及び2つの特別会計の予算でございます。

議案第5号は、筑西市、桜川市のし尿処理区域を整理し、結城市、筑西市とするため、清掃費の分賦金の負担割合を改正するものであります。

議案第6号は、平成21年度の一般会計予算案であります。予算の総額は61億1,382万5,000円で、前年度対比1.3%の増となっております。増額の主な内容は、清掃費における環境センターのごみ処理施設が8年目を迎え、各施設備等の修繕費用がかさんできていることや、消防費において北関東自動車道での救急出場対応のための救急車両の更新等であります。

議案第7号の筑西ふるさと市町村圏特別会計予算は総額832万2,000円で、前年度対比17.9%の減となっております。広域イベント事業の開催や広報紙の発行などにより、引き続き圏域のPR、一体感の醸成等に努めてまいります。

議案第8号の老人福祉事業特別会計予算は総額1億672万9,000円で、前年度対比15.7%の減となっております。福祉センターの運営につきましては、引き続きサービスの向上を図り、より多くの皆様方にご利用いただけるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

これら平成21年度の一般会計と2つの特別会計を合わせた予算の総額は62億2,887万6,000円で、前年度対比0.9%の増であります。

以上、提出案件の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、さらに各担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえる次第であります。どうぞよろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（片平忠行君） 次に、日程第2、一般質問であります。

一般質問は通告順に従って発言を許します。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は、再質問まで答弁を含め60分以内、質疑については、再質疑まで答弁を含め45分以内といたします。

それでは、3番、尾木恵子君。

〔3番 尾木恵子君登壇〕

○3番（尾木恵子君） おはようございます。

今もあいさつにありましたように、本当に昨日の新聞を見まして驚きました。昨年11月頃ですか、やはり有名大学でかなりキャンパス内でも大麻の売買等があったということで、社会的にもすごいニュースで話題になっておりましたけれども、まさかこういう、我が地域からそういう方が出るとは思っておりませんでしたので、これから職員の方270名の聞き取りというか、そういうことをやるというふうに新聞には書かれておりましたけれども、本当に二度とこういうことがないように指導をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず、救急業務についてお伺いをしたいと思います。これは、偶発的な事故とかけが、病気から私たちの命を守るために救急業務があると思いますけれども、広域圏内の救急車の傷病程度別搬送状況というものは一体どのようなになっているのでしょうか。年度がまだ途中でありますけれども、分かるところまで結構ですので、教えていただきたいと思います。

また、最近問題視されております救急車の利用についてでありますけれども、救急で搬送された中には、翌日の来院でも十分対応できるというような軽症者の場合も多々あるようであります。19年度の傷病程度別状況を見ましたけれども、その中では全体の43.69%が軽症者という状況でありました。急な病気とかけがとか、そういうときにはすぐに救急車を呼ばなければいけないなという、そういう心情は分かるのでありますけれども、中には救急車で行けばすぐ診てもらえるとか、そういう安易な気持ちで救急車を呼んでいるというような状況もあるようであります。そういう方によって、重篤な患者さんが使えない状況になってしまうというのは、はなはだ問題でありますので、このような状況に対する手立てとか軽症者への対策などはどのようにお考えになっているのか、まず第1点お伺いしたいと思います。

次に、県西総合公園についてでありますけれども、昨年の利用状況を見ても30万人を超えるという、そういう利用があったということですので素晴らしいと思います。ここは、本当に子供から大人まで大変人気のあるスポットになっておりますし、スポーツやレクリエーション施設はもとより、林や池もあって環境も素晴らしいので、特に休日などは小さな子供さんを連れた家族連れも多く見受けられます。今月には、先ほどもありましたように、子供広場に新しくターザンロープ、それと幅3メートルの滑り台ができましたので、ますます子供たちの人気の場となることと思います。

今は、家の周りには子供たちが思い切り遊べる場所がなかなかありませんし、また外遊びも、不審者等が出没したりということもありまして、心配ですので、この総合公園というのは子供たちが遊べる絶好の場として大変ありがたいところだと思っております。ですから、総合公園の幼児から児童まで遊べる遊具施設の整備というのがこれからも大事になってくるかなと思っておりますので、その辺で今後の児童遊具施設の整備という計画について伺いたいと思います。また、それらの現在ある遊具施設の安全点検というものはどのようにされているのか併せてお尋ねいたします。

次に、昨年4月にオープンしましたターゲットバードゴルフ場でありますけれども、これは全国でも珍しい林間コースということで、公認のゴルフ場になっているのですが、多くの利用を期待したいと思っておりました。ところが、大会の会場費が県内全般において非常に高いという声が多く聞かれております。そこで、この会場費を改定できないものかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

現在の県西公園のターゲットバードゴルフ場の会場費というのは、ご承知のように1日券が1人につき700円であります。また、大会とか団体においても、同じく1人につき700円であります。昨年の

5月に150人が参加して行われた大会があったそうではありますが、このときも1人につき700円かかるということで、会場費が何と10万5,000円でありました。また、昨年は茨城県主催の大会が2件あったそうですが、これも筑西でやりたいということで持ってきて下さったのですが、会場費が高いということで2件ともキャンセルをされております。せっかくの公式試合のできる、こういう素晴らしいコースができたのに残念でなりません。県内にはほかに19年にオープンした日立市の河原北浜ターゲットバードゴルフ場というのがあるのですが、その会場費は1日券が600円で、団体、大会などは、40名以上では2万4,000円で行っているということなのです。ですから、150名の大会でも2万4,000円のできるということです。ところが、筑西は10万5,000円です。どうしてこんなに筑西は高いのでしょうか。これでは大会なんてできないし、キャンセルされても仕方がないなというふうに思います。

本来であれば、こういう素晴らしいコースでありますので、地元の方はもとより、本当に全国から多くの人たちに利用していただいて、地域振興に役立ててほしいというふうに思います。そういう部分では、県内のほかのゴルフ場の料金設定との均衡を保って、料金の改定をすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。特に会場費につきましては、地元のターゲットバードゴルフ協会からいろいろな要望が出されているところだと思いますので、この点については管理者のご意見もお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（片平忠行君） 尾木恵子君の1回目の質問に答弁願います。

飯村消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） それでは、尾木議員さんの質問にお答えいたします。

当消防本部におきましては、現在、救急救命士24名を含み救急隊員198名、高規格救急車6台を含み救急自動車11台を各署に配備し、業務にあたっているところでございます。救急出場件数につきましては、10年間の推移を見ますと、平成11年が約5,000件、平成20年が約7,000件ということで、この10年間で2,000件ほど増加し、約40%の増加となっております。

このような状況の中、ここ2年間の救急車の利用状況について見ますと、まず平成19年中の搬送人員は6,645人です。初診時の医師評価による傷病者の程度でございますが、3週間以上の入院を必要とする重症患者が935人、全体の14%を占めております。3週間未満の入院を必要とするものが、中症患者でございますが、2,682人、約40%を占めております。それから、入院を要しない軽症患者が2,858人、全体の43%を占めております。死亡者が167名、その他が1名でございます。

20年中の搬送人員につきましては6,428人です。傷病程度でございますが、内訳としまして、重症患者が833人、全体の13%、中症患者が2,570人、全体の40%、軽症患者が2,869人、全体の45%を占めております。死亡者が155人、その他が1名となっております。前年と比較しますと、わずかです

が、217名、約3%の減少が見込まれております。

次に、全体の45%を占めております軽症者の救急車の利用の対策でございますが、筑西組合のホームページや広報紙の掲載、さらには一般市民を対象としました応急手当講習会に昨年は4,033人に受講していただきましたが、こうした機会を通して救急車の適正な利用のお願いをしているところでございます。また、各地区の休日夜間等の診察可能な医療機関を随時消防本部で紹介し、軽症者への対応を行っており、紹介総数は平成19年が1,503人、平成20年が2,088人と585人ほど増加している状況でございます。こうしたことから、救急搬送の減少になっていると思います。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 氷鉋県西総合公園管理事務所長。

〔県西総合公園管理事務所長 氷鉋 博君登壇〕

○県西総合公園管理事務所長（氷鉋 博君） 尾木議員さんの質問にお答えいたします。

県西総合公園は、茨城県の事業により、平成4年4月24日に都市公園条例により供用開始し、翌日25日公園管理が筑西広域市町村圏事務組合に委託されました。児童遊具施設につきましては、平成6年10月に子供広場として供用開始いたしました。今年度の茨城県の事業としましては、子供広場南側に幅3メートルの大型滑り台及びターザンロープが完成いたし、今月より供用開始いたしました。休日には順番待ちができるほどでございます。また、子供広場西側には、修景池のお休みどころデッキ施設を現在整備中でございます。また、今後、現施設や遊具施設の改修、案内、注意看板等の整備、高木の剪定等を県に要望しているところでございます。

次に、遊具の安全点検でございますが、昨年10月に安全領域を確保する法改正があり、子供広場にありました幼児用遊具2基、スプリング遊具2基を公園北側のローンプレイフィールド内に移設しました。遊具点検は、毎週1回職員による点検のほか、年1回委託専門業者による点検を行い、結果につきましては茨城県にも報告しております。軽微な修理等は職員において対応しておりますが、大型遊具の改修等につきましては、茨城県と協議し進めることになっております。

続きまして、ターゲットバードゴルフ場でございますが、昨年5月1日に供用開始以来、本年1月までに一般の利用1,175名、会員の利用4,506名の合計5,681名の利用がございました。使用料金でございますが、現在、大人料金700円、子供料金300円、年間パスポート1万円で運営しております。これは、開設にあたりまして、同規模のターゲットバードゴルフ場やターゲットバードゴルフ協会及び茨城県の意見を参考にいたしました。また、大会における使用料につきましては、現在ある規則等の整備を含め、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 尾木議員さんの質問にお答えをしまいたいと思います。

ただいま担当者のほうからるる答弁があったところでございますが、いずれにいたしましてもターゲットバードゴルフ場の利用促進を図るためにも、周辺自治体の状況を見ながら、半日券や大会開催等の団体料金等の導入等々についても、そしてまた先ほどお話に出てまいりました大会における使用料金等々につきましても検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（片平忠行君） 尾木恵子君。

○3番（尾木恵子君） ありがとうございます。

それでは、再質のほうに入らせていただきたいと思うのですが、消防のほうなのですけれども、そういう軽症の方への対策ということで、ホームページや広報紙、また応急手当てのそういう講習の機会にというお話がありました。広報紙、ホームページというのは、多分「ちくせい」というやつ、消防本部からの広報紙ということでありますよね。多分こういうことというのは、市民の方というか、住民の方というのは余り意識されて読んでいないと思うのです。それなので、もっと、例えば3市ごとの広報紙とかありますけれども、そちらのほうにも掲載をしていただいたり、目立つようにもっともっとアピールをしていただいたほうがいいのではないかというふうに思うのですが、今後どういうふうに取り組まれるかまたお伺いをしたいと思います。

それと、県西公園のほうでありますけれども、子供の遊具のこれからの新たな新設というか、そういう計画というのは今のところどうなっているのか、あるのかないのか、それを伺いたいというふうに思います。

それと、安全点検であります。毎週は職員の方でやって下さっているということでありました。この中で、前も使えなかったようなところがあったのですが、点検をした中ではどのような状況の故障なり、さびがあったとか、いろいろな状況があったと思うのですが、そういう内容をちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、ターゲットバードゴルフ場の利用というか会場費なのですけれども、これは今管理者も検討して下さることなので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思うのです。やはり県内いろいろ見ましても、1日券は600円から700円というのが本当に多いです。でも、団体とか大会になりますと、先ほど言ったように2けたと1けたの違いという。これでは本当に何のためにあそこにあれだけの立派な公認コースをつくったのかという部分で、何でなのですかというふうに思ってしまうので、今も管理者のほうからも、利用の促進を図ることがありましたので、そういう面からも、例えば先ほど管理者も言われたような半日券、見ましたら、一般の方の利用も会員の方に比べて随分少ないなというふうに思ったのですが、一般の人というのは1日ずっとやっているという人ばかりはいないと思うのです。ですから、午前中来て帰ってしまう方とか、また午後から来られるという方もありますので、1日700円というふうに限定するのではなくて、午前中幾ら、午後幾らという、もっと細かい部分でやれば一般の方も来るのに来やすいかなというふうにも思います。

また、試合というか大会に人を呼ぶということは、そこに練習に来るという部分もあるわけです、大会をやる前の練習というのも。これも話を伺うと、最低3回ぐらいは練習に来るというふうに話しております。ですから、そこで例えば150人の方の大会があれば、450人ぐらいの人が来たと同じぐらいの利用があるということになります。そういった部分もありますので、こういう立派な公認コースでありますので、全国から人が呼べるような、そういうことを考えていただいて、ぜひ利用しやすい料金設定に前向きに検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（片平忠行君） 尾木恵子君の2回目の質問に答弁願います。

飯村消防長。

○消防本部消防長（飯村勝行君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

3市の広報紙につきましては、既に定期的に何回か掲載をさせていただいているところでございます。また、各事業所あるいは就労方で行う避難訓練や防火座談会、こうしたことについても、利用して大いにPRをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 氷鉋県西総合公園管理事務所長。

○県西総合公園管理事務所長（氷鉋 博君） 今後の遊具の整備等と点検ということでございますが、平成6年大型遊具等ができて以来、年数が相当たっておりますので、これからの整備といたしましては、現在あります大型遊具の改修と修理、そういったものが主な整備になると思います。

それと、点検ということでございますが、職員等が対応しているものといたしましては、ボルトの緩み、多くのお子様ご利用しますので、だんだんボルトが緩んでいく、突起物ができる、そういったものがございますので、そういったものを締め直す、または突起物を削り取るというような、そういった作業をしております。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 続いて、12番、榎戸甲子夫君。

[12番 榎戸甲子夫君登壇]

○12番（榎戸甲子夫君） おはようございます。

では、早速通告に従いまして質問に入るわけでありましたが、熔融スラグにつきましては、平成17年熔融スラグについての何点かの質問をいたしまして、そのときの答弁をきちんといただいておりますので、ですから答弁者の方にお願いがございしますが、決してダブらないようお願いをいたしておきます。

つまり熔融スラグにつきましては、これは地域循環型リサイクルシステムという、全国でもまれな、高性能を有した焼却場でございます、それから産出される熔融スラグなるものは、これは簡単に言うならば、お宝として地域に返還されるという形をとったわけでありまして、しかしながら、この17年

以来、当局のご努力というものが果たして本当に危機感を募らせて従事しているのかということに非常に疑問がございます。

そこで、一つの例を挙げますと、ここにデータがございますが、平成19年、これは実はその溶融スラグは民間ですべて引き取っていただきましたので、最終処分費用、約億というお金が、3市に分担金が返されました。ということは、その19年度以来、そういうペースで溶融スラグの処分というもの、あるいは建設資材としての活用というものが十分になされているのかと思えば、20年度、今年は21年度ですが、またもとのもくあみ。さらには、今年度の予算を見ますと、ごみ処理施設費9,700万もの増額になっております。これは、私から言わせれば、前任者の担当者が、この溶融スラグを必死になって考え、県やもちろん地元市に売り込んだという経緯もございますし、その産物、いわゆる3者に任せているストックというものが十分にできましたから、これは分賦金を返せるだけの成果が上がったわけでありましたが、20年度にはまたもとに戻ってしまった。さらには、21年度には、ごみ処理施設すべてではございませんが、9,700万もの増額に至っているということは、これは一体何なのだと。

そこで、お尋ねしたいのは、まず有効利用促進について、これはここにおられる正副管理者お三方、県西三本柱として茨城県でもかなり名をはせた市長さんでございまして、地元にお帰りになられたらば、この自分たちの街でできるごみ、その最終処分をしないで建設資材として有効利用できるということを、これを部下に命じてほしい。

そして、まず質問の前に、この環境センターにおかれましては、今3カ所のストックヤードがございます。茨城県で2カ所、栃木県で1カ所、しかもそれは大変難しい県の認定の許可を得られたという、茨城県で初めてでございます。こういうすばらしい民間の受け皿があるのにも関わらず、その出口を行政のあなた方が何の努力もしなければ、官民一体となつてこの危機を脱するという事は全然逆方向ではないですか。数字にあらわれているのです。分担金を返すほどの成果が上がったその次の年には、配置がかわったらば、人材がかわったらば、また我々の税が、億という金がかかってしまう。費用として出ていってしまう。それについては、正副管理者の方に、もう一度真剣に、ふんどしを引き締めてもらって、そして有効利用、これを促進していただきたいと思います。

ですから、答弁者にお願いしますが、一つは、有効利用促進について、どういう策があるのか。それと、ストックヤードも限度がございます。そのストックヤードの問題についてどのようにお考えなのか。先の議会で私は、条例化をして、スムーズな流れに沿って、我々の出したごみが建設資材あるいはそれに近い形で、いわゆる地域循環型、リサイクル地域というものを、そういうものをつくり上げていったらどうかということをおし上げたい。

それともう一つが、環境センターにおきまして空き地がございますが、約2万平米、坪数で言いますと6,000坪、これを民間の方にお貸しになっているという。これは私が得た情報でございますから、私が言っているのが正しいのか、私が錯覚を起こしている誤解なのか、これをここではっきりと確かめたい。もしお貸しになっているのであれば、その貸している条件あるいは相手の方がどういうもの

に空き地を利用なさっているのか、それをひとつここで明快にご答弁を願いたいと思います。

次の項目にまいります。きぬ聖苑の運営についてでございますが、昨今高齢者社会と言われまして、悲しいかな亡くなる方がたくさん多うございます。実は今年の元旦早々私の身内が亡くなりまして、元旦からお葬式のお手伝いをしたのですが、肝心のきぬ聖苑の休日が三が日、そして4日が友引と、4日間きぬ聖苑の火葬場が休みになりましたから、そういう中で亡くなられる方がたくさんおられました。ですから、亡くなってから1週間過ぎ、10日過ぎて葬式が出されるという、そういうお方もあったはずであります。

そこで、休日はいろんな意味で必要でございます。されど行政サービスという観点から考えれば、元旦ぐらいはいたし方ないとしても、交代をしても2日、3日、もしかすると友引という、そういうこともありますので、そういったことの改革といいますか、変更などもお考えになってはいかがでしょうか。これは、私も地元でお葬式に携わった際に、不満ごうごうの意見をいただいておりますので、その代弁をするわけでありまして、そういった意味においてきぬ聖苑の運営についての今の稼働、休日運営を変更できるかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（片平忠行君） 榎戸甲子夫君の1回目の質問に答弁願います。

百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

○次長兼環境センター所長（百瀬正治君） 榎戸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

環境センターのスラグのストックの問題、有効利用の促進についてでございますが、スラグの有効利用につきましては、榎戸議員さんに対しまして、平成18年、平成19年の定例会におきまして貴重な意見をいただいているところでございます。それらを踏まえましてご答弁申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、平成20年度の12月末の溶融スラグの発生量でございますが、3,247トンほど発生してございます。また、今後発生予定でございますが、約1,000トンぐらい出るのかなというようなことで見込んでおるところでございます。また、20年度の溶融スラグ入りのアスファルト合材の量でございますが、公共事業で547トン、民間でございますが、476トンというようなことで、1,023トンの有効利用が図られているところでございます。また、1月から3月までの構成3市での利用でございますが、約178トンほどが見込まれておりまして、今年度約1,200トンの有効利用が図られるかなというようなところでございます。

質問の中に、平成19年度から比べますと約1,087トンの利用減となっているわけでございます。そのようなことで、国のほうから、平成19年の9月28日付の環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長からの通達でございますが、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針というのが出ております。この中で、市町村は溶融固化物の利用に関する内容を施行条件といたしまして、「設計図書等に明示し、溶融固化物の適正な利用について十分な配慮を行う」というような通達が来ております。また、当組

合から発生する溶融スラグでございますが、日本工業規格の品質に適合した製品でありますので、茨城県及び構成3市のさらなる利用促進を努めていきたいというようなことでございます。

それで、ストックの問題でございますが、現在4,635トンほど3業者の方に保管していただいている現状でございます。関東道路さんで約4,200トン、石田道路さんで180トン、前田道路さんで200トンというようなことでございます。このようなことで4,600トンほど保管していただいているわけですが、今後茨城県あるいは構成3市と十分協議しながら、有効利用、全量使えるように働きかけてまいりたいというようなことで考えております。

それから、環境センター未利用地の貸し出しについてという内容についてご説明いたしたいと思っております。この土地につきましては、平成元年から平成5年にかけて、最終処分場用地といたしまして、租税特別措置法譲渡所得等の課税の特例の適用を受けて買収したものでございます。環境センター北西部に、2万とんで419平米ほどの用地を購入してございます。この最終処分場をつくるべく協議検討してきたわけですが、周辺自治会等から迷惑施設が集合している地域であるというようなことでございます。そんなこともございまして、新たな施設は他の地域での建設を要望され、現在に至っているわけでございます。

また、平成5年の第2回組合定例議会におきまして、議員提出議案によりまして、各市町村に1カ所以上の最終処分場用地を確保するよう議決されているところでございます。現在の用地状況につきましては、雑草等の管理面というようなこともございます。そのようなことで、結城市在住の農業後継者の方に貸与してございます。耕作物につきましては、大豆、麦等を耕作しております。

また、未利用地の貸し出しにつきましては、基本的に最終処分場用地として購入したものでありますので、正副管理者会議あるいは関係機関と協議してまいりたいと存じますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 赤野間きぬ聖苑場長。

〔きぬ聖苑場長 赤野間敏雄君登壇〕

○きぬ聖苑場長（赤野間敏雄君） 榎戸議員さんの質問にお答えいたします。

きぬ聖苑の休日につきましては、きぬ聖苑の設置及び管理等に関する条例施行規則第2条第1項第2号によりまして、1月1日から3日、8月15日、16日及び友引の日が休日となっております。きぬ聖苑におきまして、火葬は1日最大12件行うことができます。

平成19年度の火葬件数は2,355件でありました。今年1月の火葬件数は250件でありまして、昨年より33件、15.3%の増となっております。昨年12月から1月にかけて死亡者が急増いたしまして、火葬するのに日数を要したかと思っております。近隣自治体におきましても、火葬件数は多かったようでございます。

こうしたことを踏まえまして、年末年始の運営につきましては、会葬者に不便を来さぬよう検討し

て、関係機関と相談し検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをお願いいたします。
以上です。

○議長（片平忠行君） 榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 再質問します。

まず、スラグについてですが、いつものご答弁は、努力をしますとか、そういうことで、言葉に誠意を感じるものの実際に行動していないのです、ここ何年か見ていまして。今百瀬さんがおっしゃいましたように、例えば民間に委ねている溶融スラグが、もし民間のほうでお断りになったらどうなります。最終処分した溶融スラグを最終処分費用として、また数億円のお金がかかる時代が来るのです。極端なことを言うとそうです。

それと、3市の首長さん方に一言申し添えておきますが、これは時効だということを前提にして申し上げます。つい最近か、かつてか分かりませんが、設計図書に溶融スラグという明記がなされたのに、実はほかの合材で仕上げてしまったという事実がございます。こういうことが起きているのです、現実には。それで何が努力ですか。分担金を返したその次の年には、笠間処分場に持って行って数百万の経費をかけたでしょう。だから、私が思うのは、あなた方が錯覚を起しているのは、溶融スラグを搬出したら、民間に預けたら、それであなた方の仕事を終わりと思う、そういう錯覚を起していらっしゃる。しかし、我々が考えているのは、我々市民は、その溶融スラグがほかの建設資材と違って安くて、それで道路やあるいは水道工事やいろんなところに波及されれば、いかばかりかの税収にもなるだろうし、地元の業者もどんどん引き受けてくれるはずですよ。ですから、そのストックヤードにしましても、出口がなければ満杯になって、これは維持経費だっけかなりの経費をかけているわけですよ。ですから、そういったこともあなた方は頭にないから、自分たちの処分場でできたものを民間に預けて、それで済んだと思っているから、だから次の年に余って経費が発生したのでしょうか。そうではないのですか。

それと、私が気になりますのが、蛇足で何ですが、先ほど企業名をおっしゃいましたけれども、関東道路と石田道路は、これは茨城県の業者でございますから、これは納税義務者です。前田道路ってどこですか、この会社は。私は知りません。何で前田道路がこの溶融スラグを引き受けるのですか。税金一円も払ってくれません。こういうことは、私が言っているのではない。そういう業界の方からそういう意見が上がっている。いつか問題視にされますから、これも、きちんとしておかないと。しかも、権利を取ったぐらいで、片方の業者が4,200トンもとれば、片方はその10分の1です。10分の1にも満たないという。

ですから、今後この溶融スラグの有効活用と我々の筑西圏域の分担金を減らす方法としては、スムーズに消費できるように現場のあなたが指揮をとらなければだれがやるのですか。それを知るか知らぬか、意識が薄れているのか。

正副管理者に私は申し上げたい。焼却場で燃料としてお湯を沸かして、遊湯館が非常ににぎわって

いるという喜び、自慢げな言葉の裏で。そしてまた、電力を発電すれば、余った電力を東電に売電できていると言いつつも、もっともっと費用というものの税収を上げる、いわゆる費用コストを下げるという努力がこの熔融スラグには眠っているのです。

百瀬次長さんは今年定年だそうですが、定年の方に私は追い打ちをかけるつもりはありませんが、私の言葉が少々あらがっていますが、そういうことで次の若い優秀な後継者の方にどうかそういうご努力を引き継ぎをなさって、そして我々のごみがやがて資源になったということ、本当の意味でそういうものをつくり上げて下さい。私はいつか申しましたが、あの環境センターは、設計の前から私は関わっておりますので、私は非常に愛着もございます。愛着、つまりどんどん成果を挙げて、この筑西が誇れる、茨城県が全国に誇れる焼却場だということを知らしめて下さい。そういうことなのです。

私は質問しているようで説教みたいになってごめんなさい。説教しているつもりではないのです、怒っているのですけれども。ですから、次の後継者に県への働きかけ、県に行かれましたか、あなた実際。前の担当者は行かれたのです。県の工事でも、筑西の環境センターから排出される熔融スラグが立派に使えるというお墨つきをもらっているのです。だれがその努力をしています。民間の営業マンではないのです。自分たちのこのお宝を売り込もうとする努力、これも次の方をお願いして下下さい。

それと、きぬ聖苑でございますが、答弁は非常に弱々しいので、私が意図した答弁をいただけなかったのです。つまり正月4日連休というのが何年かに一度回ってくるのです、友引の日がございますから。ですから、その中で、職員の方にはかなりきついでございましょうが、行政サービスということは、市民へのサービスということはどういうことなのだという事になれば、元旦ぐらいはいずれにしても、2日でも3日でも、あるいは葬式はいずれにしても、友引の日火葬するとか、そういう方法でも何か検討の余地は十分にあると思うのです。ですから、私がもう一度お願いしたいのは、ご理解下さいではないのです。私はお願いしているのです。3日連休、4日連休にならないように、つまり何かそういう策があったら、ぜひそういうことで、もう一度お答え下さい。

以上です。

○議長（片平忠行君） 榎戸甲子夫君の2回目の質問に答弁願います。

百瀬次長兼環境センター所長。

○次長兼環境センター所長（百瀬正治君） 2回目の質問にお答えしたいと思います。

ただいま榎戸議員さんが言われたとおりでございます、県の認定資材という、リサイクル資材というようなことで認定を受けているわけでございます。今後十分に有効利用を図るべく、後任の所長に十分それらを踏まえましてお願いしていきたくと。

それと、前田道路さんのほうにというような話もあったわけでございますが、二宮にあります前田道路さんでございまして、基本的に前田道路さんへのスラグの売買につきましては、基本的に今の売

買契約の中では、広域圏内のアスファルト合材に有効利用を図ってほしいというようなことで前田道路さんのほうにはお願いしているところがございます。今後、後任のほうに十分その辺につきまして、県あるいは合庁関係を十分に営業努力していきたいというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 赤野間きぬ聖苑場長。

○きぬ聖苑場長（赤野間敏雄君） 2回目の質問に対してお答えしたいと思います。

休日に対してなのですが、休みのこと、1日から3日のことや休みを返上してやること、または時間の延長で対応すると、そういったことが考えられるのですが、そういったことを踏まえて検討してまいりたいと思います。

（「上司と相談しますと言えればいいの」と呼ぶ者あり）

○きぬ聖苑場長（赤野間敏雄君） （続）はい、分かりました。そうしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（片平忠行君） 以上で一般質問を終わります。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（片平忠行君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 私、一般質問通告はしていなかったのですが、きのう、先ほど管理者の招集あいさつにもあったように、大麻の栽培事件、消防職員がもとやっていたという話で、これは大きな事件だと思うのです。ただ、管理者が招集あいさつで遺憾だったとか、職員に肅正したとかということだけではなくて、私はもっと当局に説明を求めたいと思うのです。そういう意味で質問の許可をお願ひしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（片平忠行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時50分

○議長（片平忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（片平忠行君） 休憩中に議会運営委員会が開催されました。協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹君。

〔議会運営委員長 箱守茂樹君登壇〕

○議会運営委員長（箱守茂樹君） ただいま開催されました議会運営委員会の結果についてご報告い

たします。

鈴木議員からの質問の要望について協議した結果、発言は認めるが質問としないということに皆さんの意見がされましたので、以上ご報告いたします。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○議長（片平忠行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（片平忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番、鈴木 聡議員。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 午前中、私が、過日報道された消防元職員が大麻を栽培していたということで逮捕された問題で、事の重大性を鑑みて、私は一般質問は通告していませんでしたけれども、こういう問題を議会でだれも質問しなかったというようなことがないように、特別議長の許可を得ようと、発言というか質問の許可を得ようとしたのですけれども、いわゆる会議規則にのっとって。そうしたら、議会運営委員会では発言だけにとどめてほしいという結論であります。発言では一方的な話になってしまうのです。

そもそも議員というのは何なのだろうと。いわゆる議会のチェック機能を果たす役割を持つ議員が、自らの言論の府としての発言、質問を封じるような行動をとるとするのは、はなはだ私には不可思議でならない。自らの権能権限を抑えるようなことは、私はしてはならないと思うのです。そういうことから、そもそも論から始まりましたけれども、やはり言論の府ですから、それぞれの議員がその問題点について、丁丁発止大いに議論を展開していったほうが、いわゆる圏民のためにいいわけですから、その点をお含み下さい。

それで、管理者が開会に先立って招集あいさつを述べられましたけれども、この大麻事件の問題については、私たちは新聞報道で初めて知らされると。だから、一般質問で通告する後ですよ、それぞれ皆さんが。だから、こういう機会に本当は緊急質問に値するような内容なのです。

管理者は、誠に遺憾であったと、おわび申し上げますと、職員の綱紀肅正を図っていくということですが、そういう事実の経過というものについて、どこまでいわゆる管理者として、あるいは消防長として把握しているのかということを実は聞きたかったのです。新聞報道によると、昨年10月20日ですか、逮捕される1カ月前に依願退職していると。そういう問題で大慌てになったとは思いますが、そういう逮捕されるまで消防長としては、消防長ということで限らないのですが、消防本部としては全然気づかなかったのか。消防本部全体の中で、そういうものが、知らなかったと言えばそれまでなのですが、それらしきものの兆しというか予兆というか、そういうものは何

ら把握されていなかったのか。

それから、尾木議員も言っておられましたが、実際に一部の大学生がそういった大麻を栽培、吸引、そういうもので新聞紙上をにぎわしたこともあります。名門校と言われる一流の大学生ですら一部の学生が手を出している。これは、大麻そのものはそれほどの毒性はないようですが、それが麻薬の入り口になるということで、大変これは国はもちろん警察機構も注目しているところですから、大変取り締まりも厳しくしているようです。しかし、若者の間にはいろいろこういうものが広がりつつあるということですから。

これは、自宅栽培ということで場所は書かれておりますが、よもや消防施設内部あるいは場所でそういうものが、いわゆる内部調査でそういうものがあつたのかどうか、そういうのまで徹底して聞きたかつたのです、私は。しかも、約270人に及ぶ消防署の庁の本部の職員をヒアリング調査をして、ではどうだったのだと。吸引の有無があつたのかどうかという話も出ていますけれども、そういうものがどうなのかということまで私は、やはりこれは大きな社会性のある大事件だと思うのです。この筑西広域圏内にこういうものが起こつたと。今までは新聞紙上では人ごとのような感じだつたけれども、現実にこの筑西広域圏内でこういう、吸引はどうだったか、栽培が行われていたということをやっばりかみしめて、これは調査しなければならないと思うのです。そういう問題でもひとつよく、議会終了後というか、いろいろ議事日程が進んで最後に説明する話ですが、説明では質疑もできないので。それから、退職金の問題も今保留されているようですが、そういうものについてもどういふふうになっていくのかとか、そういう問題を併せて本当は聞きたかつたのです。

ただ、本当に内容的には重大な社会性の問題がありますので、それはぜひ今回の事件を他山の石としないで、よく管理体制をしっかりと、また署員の教育というか、そういったものについてもぜひお願いしたいということで発言は終わります、もう大分時間は過ぎたようですから。

以上です。

◎施設建設・環境整備推進特別委員会中間報告について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第3、施設建設・環境整備推進特別委員会より筑西市議会会議規則第45条の規定に準じ、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員長、孝井恒一君。

〔施設建設・環境整備推進特別委員会委員長 孝井恒一君登壇〕

○施設建設・環境整備推進特別委員会委員長（孝井恒一君） ご報告いたします。

本委員会は、平成20年2月13日の中間報告以来、審議を継続してまいりましたので、その経過につきまして中間報告を申し上げます。

平成21年2月6日に委員会を開催し、消防広域化計画について並びに老人福祉センターについて、この説明を受けるとともに、消防本部通信指令室に新しく設置されました指令装置と老人福祉センタ

一を視察してまいりました。

まず、消防広域化計画は、茨城県が推進している計画で、平成24年度までに県内の消防本部を5ブロックに再編するという内容であります。当組合消防本部は、県西ブロックとして、古河、下妻地域を管轄する西南広域消防本部と統合する計画となっております。この件に関しまして、各委員から、広域化による消防としてその機能低下が予測される、そのような意見が出ました。

当委員会といたしましては、各方面からの多種多様な意見を集約し、地域が目指す活動を県に強く主張し、今後の広域化計画に反映されるよう、組合に対して要請をいたしました。

次に、老人福祉センターについては、近年建物の老朽化や利用者のニーズに答えられていないなどの問題により、利用者数が減少している状況にある。この件に関しまして、各委員より、関係市の財政状況を考えると大規模な改修等は困難であるが、利用率向上のための対応策は必要であるとの意見でございました。当委員会といたしましては、今後の施設のあり方について、十分精査し、よりよい運営方法を検討するよう、組合に対して要請をいたしました。

以上、施設建設・環境整備推進特別委員会の中間報告といたします。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 委員長の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第4、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてまで、以上4案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 議案第1号についてご説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成21年2月25日

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山県三でございます。

裏面をお願いをいたします。2ページでございます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部を改正する条例

この条例につきましては、組合表彰につきましては、これまで諸般の理由によりまして、条例に規定されている表彰期日5月1日には実施できない状況が続いているため、表彰期日の改正をお願いす

るものでございます。

筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

これは、第6条の改正にあたりまして、表彰期日を定めなため、表彰期日以外の日は該当しなくなり、削除するものでございます。

第6条は、表彰は毎年5月1日に行うと、これを次のように改めます。表彰期日等ということで、第6条 表彰を受けるべき者は、毎翌年度速やかに決定し、管理者の定める日に表彰するものとする。ただし、特殊な表彰については、管理者が必要と認めるときに行うことができる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

現状を踏まえまして、表彰期日を限定せずに、前年度を対象に速やかに表彰することを目的として改正するものでございます。

以上でございます。

引き続きまして、議案第2号についてご説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
標記について次のとおり提出する。

平成21年2月25日

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山省三でございます。

裏面をお願いをいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

この条例につきましては、構成3市の昨年の定例議会におきまして、上程、可決されている案件でございまして、当組合におきましても筑西市に倣い、改正するものでございます。

いつもはこの改正条例に従いましてご説明をいたすところでございますが、今回2ページから12ページと改正条項が多く、煩雑でありますので、今回は条例の新旧対照をもってご説明をさせていただきたく存じます。これにつきましては、本日配付の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をご用意したいと存じます。右上に「参考」と印の押してあるものでございます。

まず、この新旧対照表に入る前に、この条例の改正の要点についてご説明をいたします。この条例につきましては、少子化対策が求められる中、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、育児短時間勤務制度を導入

する内容の条例改正を行うものでございます。

この育児短時間勤務制度は、小学校就学前の子を養育するため、1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間または25時間となる短時間勤務を選択できる制度でございます。給料月額や職務関連の手当につきましては、1週間の勤務時間に応じた額としまして、扶養手当、住宅手当等の生活関連の手当や昇任昇給につきましては、フルタイム勤務時と同様とするものでございます。

これに伴いまして、筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正するとともに、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例につきましても改正するものでございます。

それでは、この新旧表を見ていただきたいと思います。今回の改正によりまして、左側の新では、右側の旧に対しまして、育児短時間勤務に関する規定を新たに加えておりまして、まず第1条がこれまでと同様に条例の趣旨、第2条から次の2ページでございますが、8条までが育児休業について、同じく2ページの9条から、めくっていただきまして、5ページの第18条までが今回新たに加える育児短時間勤務について、そして6ページの第19条から22条までが部分休業について、第23条が組合規則への委任という規定内容になってございます。

育児短時間勤務制度を導入するにあたり、必要な事項として新たに加えられました条項のみを簡単にご説明をいたします。

2ページをお開き願いたいと存じます。第9条でございます。育児短時間勤務をすることができない職員として、非常勤職員などを規定するというようなものでございます。

次に、3ページでございます。第10条でございますが、育児短時間勤務は、同じ子について基本的には1年を経過しないと再度請求できないことになっておりますが、その例外規定でございます。

次に、3ページ、下のほうでございます。第11条でございますが、交代制勤務職員の育児短時間勤務の勤務形態を規定するものでございます。1週間当たり20時間、24時間、25時間の勤務を規定したものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第12条でございます。育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求の手続について規定しているものでございます。

次に、第13条でございますが、育児短時間勤務の承認の取り消し事由として、子を養育している時間に配偶者が養育することができることとなったときなどを規定しているものでございます。

次に、第14条でございますが、育児短時間勤務の承認失効後も育児短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情として、介護を生じることなどを規定しているものでございます。

次に、第15条でございますが、育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる、または終了した場合には、職員に対し、書面で通知しなければならないことを規定するものでございます。

次に、第16条でございます。育児短時間勤務職員等の給料の月額、勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当の支給について、給与条例の規定の中の字句を、それぞれ表の、3つに分かれてい

ますが、その右側の欄です。一番右側の欄に掲げる字句に読みかえて適用することを規定するものでございます。

次に、5ページでございます。中ほどに17条がございます。育児短時間勤務職員の代替職員として採用される任期付短時間職員の任期の更新は、育児休業に伴い採用された任期付職員と同様の取り扱いとすることを規定しているものでございます。

その下の第18条でございますが、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額、通勤手当、時間外勤務手当の支給について、給料条例の字句をそれぞれ右の欄に掲げる字句に読みかえて適用することを規定したものでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと存じます。下のほうでございます。附則によりまして、育児休業条例に関する条例2本を改正するものでございます。筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

そして、7ページの上のほうでございますが、第3条第3項は、1週間の育児短時間勤務の内容は、任命権者が定めるという規定を新設するものでございます。

また、それまでの第3項を第4項に、第5項は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務者は32時間以内とするという規定を新設するものでございます。また、それまでの第4項を第6項にするというようなものでございます。

また、同じく7ページの中段以降のところでございますが、第4条、第5条の1項、2項ともに、これまでの再任用の短時間勤務職員に育児短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員を加え、規定したものでございます。

次に、8ページをお開き願いたいと存じます。一番裏側になります。第9条では、育児短時間勤務職員に断続的な勤務や正規の勤務時間以外の勤務を命ずることができる場合の条件を、ただし書きにより規定するものでございます。

下から11行目、下のほうでございますが、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正で、6条の2項、再任用短時間勤務職員の給料月額の改正でございますが、勤務時間条例の改正によりまして、適用条項が改められたことによりまして整合性を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年4月1日からとするものでございます。

なお、構成市の状況でございますが、結城市におきましては、平成20年3月議会上程の上、可決され、同年の4月1日から施行されております。筑西市につきましては、平成20年9月議会上程、可決されまして、同年の10月1日から施行されております。桜川市につきましては、平成20年12月議会上程の上、可決され、21年、今年1月1日から施行されております。

これは以上でございます。

続きまして、議案第3号についてご説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成21年2月25日

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山県三でございます。

これにつきましても裏面をお願いいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会の報酬に関する規定を整備するため、管理者等及び議会の議員の報酬を区分し、字句の整理をするとともに、平成18年度に改正しました旅費に関する費用弁償で、副議長が県内または県外への宿泊をした場合の支給額を筑西市に合わせた額とするため、改定するものでございます。

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第203条の規定に基づき」を「同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、」に改める。

これは、議員の報酬の支給方法等に関する規定と特別職の職員及び他の行政委員会の委員等の支給方法に関する規定が区分されたことによりまして、第203条の2を加えるというふうなものでございます。

第2条の見出し中「及び議会の議員」を削り、同条中「並びに議会の議長、副議長及び議員（以下「議会の議員」という。）」を削る。

特別職の職員と議会の議員の報酬を区別するため、議会の議員に関する条文及び別表第1、議会の議員に関する項目を削るというふうなものでございます。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

1条加えたため、1条ずつ繰り下げるというものでございます。

第5条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第6条とする。

旅費の費用弁償の別表番号を改めたものでございます。

第4条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第5条とする。

これは、監査委員と情報公開審査委員の報酬月額を改めたというふうなものでございます。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（議会の議員の議員報酬）

第3条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議会の議員」という。）の議員報酬は、別表第2に掲げる額とする。

第2条で削除しました議会の議員の報酬に関しまして、第3条及び別表第2表を新設しまして、報

酬の名称は議員報酬ということで、以下1条1表ずつ繰り下げるといようなものでございます。

別表第1中「議長6万円、副議長5万円、議員4万5,000円」を削る。

これは、後でまた復活してまいります。

別表第3中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同表副議長の項宿泊料の県内の欄中「1万2,000円」を「1万1,000円」に改め、同項宿泊料の県外の欄中「1万3,000円」を「1万2,000円」に改め、同表を別表第4とするというものでございます。

筑西市に倣いまして、副議長の宿泊料が県内では1万1,000円、県外では1万2,000円となるものでございます。

右側の3ページでございますが、別表の第2中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2、職名では、議長が6万円、それから副議長が5万円、議員4万5,000円。

附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するというものでございます。

改正前は、別表第1の中に管理者、副管理者、議長、副議長、議員と一緒にの表になっておりましたものを、別表第1、第2に分けます。別表第1では管理者、副管理者、別表第2では議長、副議長、議員と、こういうふうに分けたものでございます。

続きまして、議案第4号についてご説明をいたします。

筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

平成21年2月25日

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山省三でございます。

裏面をお願いをいたします。

筑西広域市町村圏事務組合条例第 号

筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「編入するものとする」を「編入することができる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

当基金の運用益につきましては、現行の規定では、第5条、運用益金の処理におきまして、基金に編入するものとされております。しかし、現在情報ネットワークの導入当初と比べまして、機器並び

にネットワーク環境の維持管理経費を確保する必要性が増していることなどから、第5条の規定を改正し、運用益金の用途を広げるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合情報ネットワーク整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号から議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第5、議案第5号 分賦金の負担割合についてから議案第8号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算まで、以上4案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第5号から議案第7号までについて、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 議案第5号についてご説明をいたします。

分賦金の負担割合について

筑西広域市町村圏事務組合同規約第15条第2項の規定により、関係市の分賦金の負担割合を別記のとおり定める。

平成21年2月25日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山県三でございます。

裏面をお願いいたします。

別記がございます。そして、表の中で区分がございまして、その区分のところの3、衛生費、その右隣に（2）の清掃費がございます。そして、その表が2つに分かれていまして、上段のし尿処理施設費でございます。それを右のほうに追っていきますと、結城市、筑西市と書いてございます。以前は、し尿処理施設費につきましては、結城市、筑西市、桜川市と、この3市で共同処理をしていたというようなことでございます。今回この中から桜川市が脱退したというようなことで、結城市、筑西市となっております。当組合で処理するし尿の処理区域を合併後の市の区域に合わせるため、桜川市の旧真壁町搬入分と筑北環境衛生組合の筑西市旧協和町の搬入分、これを入れ替えることによりまして、筑西広域のし尿処理から桜川市が脱退しまして、筑西広域環境センターでは結城市、筑西市の2市での共同処理となります。し尿処理施設費の分賦金負担につきましても、結城市、筑西市の2市となるものでございます。

なお、構成3市では組合の脱退等の規約改正は昨年12月の議会において可決されております。それから、ちなみに規約変更の県の許可につきましては、今月の2月4日付で許可がおりておりますので、ご報告いたします。

続きまして、議案第6号についてご説明をいたします。これにつきましては予算書をお願いいたします。予算書を3枚ほどめくっていただきますと、1ページがございます。

議案第6号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億1,382万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定め

る。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年2月25日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山県三でございます。

これにつきましては、4ページをお開き願いたいと存じます。まず、第2表の地方債でございますが、起債の目的、それから限度額、起債の方法、利率、償還の方法と記載してございます。これにつきましては、消防における高規格救急車2台のうち桜川消防署の高速道路用に1台、それから筑西市明野分署に1台を配備する予定でございます。それから、筑西広域消防本部に指揮車1台を購入するための費用、合計3台、8,231万1,000円の90%の額を限度額として計上してございます。

次に、その右側の5ページでございます。歳入の事項別明細がございまして、前年度と比較しながら説明をさせていただきます。

まず、1款分賦金でございますが、498万6,000円減額となっております。これは、本年度の歳出額が増となっておりますが、繰越金、諸収入、起債の増によるものでございます。分賦金の増は構成市にとってかなり負担であるため、各施設での管理運営費を圧縮することによりまして、分賦金の額を最低計上しているというようなものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、筑西遊湯館、公園及びきぬ聖苑の使用料の減額によりまして940万9,000円の減となっております。

4款の県支出金、これは県西総合公園の委託金が主なものでございますが、21年度では264万1,000円の減となっております。

6款の繰越金では、前年度からの繰越金で1,245万6,000円の増となっております。

7款の諸収入では、環境センターの鉄屑売却代、それから消防の北関東自動車道支弁金による増ということで854万円増となっております。

8款の組合債につきましては、先ほど左の欄、地方債の説明と同様でございます。

なお、歳入の合計につきましては61億1,382万5,000円で、前年度と比較いたしまして7,806万円の増となっております。

6ページをお開き願いたいと存じます。歳出でございます。前年度との比較ということでご説明をいたします。

1款の議会費では、一般管理費の旅費の減によりまして減額となっております。

2款の総務費では、事務局の退職手当負担金等の減、それから筑西遊湯館公債費の減によりまして

367万7,000円の減額となっております。

3 款の土木費では、管理及び運営経費委託料の減によりまして159万1,000円の減となっております。

次に、4 款の衛生費では、この中でも環境センターでのごみ、し尿処理施設における工業薬品の高騰、それからごみ処理施設費での8年目におけるボイラータービン整備費、それから熔融スラグ処分料の増など1億1,115万5,000円の増となっております。

5 款の消防費では、緊急通報センターの工事請負費の増や防火衣、化学防護服、高規格救急車両などの備品購入費増によりまして9,303万7,000円の増となっております。

6 款の労働費、職業訓練センター費では、主に職員1名減というようなことで、職員給与関係経費の減額などによりまして1,085万1,000円の減額となっております。

次に、7 款の公債費では、主に清掃費における公債費が減額となりまして1億840万5,000円の減額となっております。

8 款の予備費では、総務費の予備費150万円を減額いたしております。

8 ページをお開き願いたいと存じます。これにつきましても前年度との比較で説明をしております。分賦金の中では1 目の議会総務費分賦金が1,167万2,000円の増となっております。この中には筑西遊湯館の分賦金が入っておりまして、使用料の減収に伴い、分賦金の増というようなことになるわけでございます。

3 目の衛生費分賦金が増額しておりますが、清掃費の公債費が約1億1,000万円下がっておりますが、管理運営費が増ということでございます。

4 目の消防費では、修繕料、工事請負費、備品購入等が増となっております。結果的には、組合債を組み入れたことによりまして、分賦金は減額となっております。

5 の労働費分賦金では、職員1名の減によりまして804万円の減額となったというようなものでございます。

次の使用料では、1 目の総務使用料で減額となっておりますが、これは筑西遊湯館の使用料でございまして、毎週木曜日を定休日としておりましたものを1週間置きの休みに変更しまして、年間の営業日数を増やしましたがけれども、計画どおりいかなかったというようなこともありまして、また1階部分を無料開放に変更したというようなこともありまして、使用料が対前年では減額となったため、963万6,000円の減額となるものでございます。

2 目の公園使用料では、ターゲットバードゴルフの使用料で、年間使用料での利用者が多く、低料金でできることにより、使用料が減額となっております。

3 目の衛生使用料では、きぬ聖苑の斎場使用料の減によりまして71万9,000円の減となっております。

2 項の手数料のうち1 目の衛生手数料では、一般持ち込みのごみ及び事業系持ち込みごみの搬入量増を見ておりまして249万8,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願いたいと存じます。県支出金のうち2 項の県委託金は、

県西総合公園の委託金が主なものでございます。21年度では、県の要請によりまして184万2,000円の減となっております。

7款の諸収入でございます。諸収入のうち雑入では、金額の大きいものを見ますと、11ページ、右側のほうを見ていただきたいのですが、右側の下のほうの段で21番がでございます。施設利用収入692万円、テニスコートとかグラウンドとか、こういった利用料金ということでございます。

続きまして、12、13ページをお願いします。13ページの右上のほうでございます。やはり上段で35番、鉄屑等売却代では、鉄、アルミ3,600万、ペットボトル、それから無色の瓶、熔融スラグ売却などを合わせまして5,125万6,000円。それから、その下の36番、ごみ処理施設の売電料では、東京電力に月100万売電する予定でございます。38番につきましては、事業系の透明袋の販売の代金でございます。消防関係では、62番の消防職員1名を防災航空隊に派遣するため派遣負担金597万7,000円、それから63番の北関東自動車道桜川筑西インターチェンジ開通に伴い、救急救助隊編成による北関東自動車道支弁金5,000万円がでございます。76番のOAビジネス科講座事業収入は、3カ月の講座2回分の受託料というものでございます。

次に、歳出にまいります。歳出につきましては、14ページをお開き願いたいと存じます。1款の議会費では、議員20名の報酬などでございます。

2款の総務費の一般管理費では、事務局職員14名の職員関係経費が主たるものでございます。退職手当、特別負担金などがなくなったため、職員関係経費が減となっております。

ここで、給与関係全体にわたることでございますので、職員の給与関係経費についてご説明をいたします。特に地域手当の支給につきましては、昨年の議会におきまして質問がございました。これまでは、筑西市に倣い、3%の基準で支給しておりましたけれども、21年度分につきましては検討しますというようなことでご答弁を申し上げました。筑西広域に勤務する職員の給与体系は、筑西市に倣うということになっております。しかしながら、地域手当の支給につきましては、制度上、当組合の構成市において、筑西市では地域手当支給の対象区域で地域手当支給率3%でございます。また、結城市、桜川市では支給対象区域ではないことから、これら2市の職員には地域手当は支給されておられません。このようなことから、幹事会、正副管理者会議において協議した結果、今年度予算では次のように算出し計上いたしました。

それは、地域手当率の設定につきましては、筑西市内にある広域施設に勤務する職員を対象としまして、その給与の合計額から地域手当額を算出し、これを当組合職員全員に振り分ける方法といたしました。平成21年1月1日における筑西市内に勤務する筑西広域の職員は175名で、地域手当3%ということで計算した額は2,345万2,000円でございます。職員全員では307人で4,028万5,000円ということになります。これにより算出いたしますと、筑西広域では筑西市での支給率の約60%ということになってまいります。仮に筑西市で地域手当率3%の支給であれば、筑西広域での地域手当率はこの60%ということで1.8%というふうになります。このようなことから、今年度の予算では地域手当率1.8%

で計上させていただきました。ちなみに筑西市で2%であれば1.2%、1%であれば0.6%というふうになってございます。その他給与関係につきましては、筑西市に倣って執行してまいりたいと存じます。

16ページをお開き願いたいと存じます。筑西遊湯館費では、職員給与関係経費では職員2名分、それから管理運営経費のうち右側でございしますが、一番下のほうにあります施設運営6,542万6,000円は、施設を一括して維持管理、設備の保守管理、清掃、衛生管理の委託料というようなものでございます。

18、19ページをお開き願いたいと存じます。19ページの上のほうでございします。15節の工事請負費につきましては、井戸の水中ポンプの交換工事でございます。

18ページの中ほどに監査委員費がございします。これは、監査委員2名の報酬などでございします。

その下の3款の土木費でございしますが、そのうち1目の県西総合公園費の職員給与関係経費、これは4名分ということでございします。

20ページ、21ページをお開き願いたいと存じます。説明欄の一番右上、13節の委託料、植栽管理2,312万4,000円につきましては、公園内の8カ所の植栽管理等の管理料ということでございします。

中ほどの衛生費関係でございします。1項の保健衛生費のうち小児救急医療事業費、病院群輪番制事業費につきましては、前年と同額となっております。

2項の清掃費でございしますが、1目の清掃総務費では、職員11名の職員の関係経費9,491万4,000円でございますが、職員が1名増となるため、433万6,000円の増となっております。

22、23ページをお開き願いたいと存じます。し尿処理施設関係経費のうち11節の需用費でございしますが、やはり工業薬品の高騰によりまして増額となっております。15節の工事請負費につきましては、ポンプ類の改修工事など8件の工事費でございます。

3目のごみ処理施設費では、11節の需用費では19種類の工業薬品の高騰により増額となっております。13節の委託料の保守点検では、大半が法的に実施する必要があるものを計上しているわけでございします。特に給水ポンプ及びボイラー定期整備費は、国の検査として2年に1回のボイラー3基分の検査、それから4年に1回のタービンの検査を受ける必要がありまして、整備するものでございします。

下から3行目ですか、ごみ焼却施設運転管理費では24時間3交代、42人分の費用、それからリサイクルプラザ運転管理費では日勤で13名分ということでございします。

24、25ページをお開き願いたいと存じます。焼却灰処分他の1億7,295万円につきましては、6,000トンの処理費用ということでございします。また、本年度3年目になります埋立地の廃棄物処分につきましては、2,000立米を予定しております。15節工事請負費につきましては、ボイラーの水管改修工事など16件の工事請負費ということになってございします。

次に、3項の火葬場でございしますが、職員2名分の職員関係経費1,969万9,000円、それからきぬ聖苑管理運営費7,357万1,000円でございますが、比較では48万2,000円の減となっております。これらは委託料の減によるものでございします。13節委託料のうち火葬2,268万円につきましては、火葬業務3

名の委託料ということでございます。15節の工事請負費につきましては、火葬炉用台車の工事など2件の工事請負費でございます。

26、27ページをお開き願いたいと存じます。消防費のうち、右側の説明欄のほうでございますが、職員の給与関係経費では22億7,110万3,000円ということでございます。これは、消防職員268名分で計上をいたしております。

その下で消防運営事務費では1億9,074万2,000円で、7,490万1,000円の増となっております。これにつきましては、14節での使用料及び賃借料で老朽化している通信指令設備の整備をしております。それから、18節の備品購入費では、消防職員の防火衣203着分の更新がございます。また、修繕料では消防車両ほか21件の修繕及び工事請負費で無線等の塗装ほか2件がございます。それ以外の一般的な経常経費ではあまり変更はございません。

28、29ページをお開き願いたいと存じます。2目の消防施設費の備品購入費8,568万5,000円は、高規格救急車2台、指揮車などの購入費でございます。

6款の労働費では1,085万1,000円の減となっております。これらにつきましては、職員の1名減などが主な理由でございます。職員関係経費2名分1,183万7,000円のほか管理運営経費の中では、経常経費の需用費のほか13節委託料のOAビジネス科講座指導305万4,000円、これが主たるものとなっております。

30、31ページをお開き願いたいと存じます。7款の公債費では、ごみ処理施設等の一連の建設によりまして、これまでは公債費が増加傾向にありましたけれども、19年度をピークに20年度から下がりました。21年度では元金では筑西遊湯館債、清掃債、火葬場債、消防債を合わせまして11億9,164万8,000円で、このうち清掃債が減額となりまして、8,726万2,000円の減となっております。利子でございますが、利子では同様に、合計で1億4,530万4,000円でございますが、筑西遊湯館債、清掃債、火葬場債、消防債が減額となりまして、2,114万3,000円の減となっております。

議案第6号につきましては以上でございます。

次に、議案第7号についてご説明をいたします。これにつきましては39ページをお開き願いたいと存じます。

議案第7号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合の筑西ふるさと市町村圏特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ832万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定

める。

平成21年 2月25日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者、富山県三でございます。

これにつきましては45ページをお開き願いたいと存じます。歳入でございます。財産収入ということで261万2,000円、それから繰入金340万円、それと繰越金230万円が主なものでございます。この財産収入262万4,000円につきましては、国債を2本持っております、そのうち1本、国債1億円の1.3%で130万円、それからもう一本の国債1億円の1.2%ということで120万円、それから情報ネットワーク整備事業基金利子ということで11万2,000円、合わせまして261万2,000円となるものでございます。これらが財源ということで、利子の果実ということでございます。繰入金につきましては、情報ネットワーク整備事業基金3,554万3,324円から340万円を繰り入れたものでございます。

次に、歳出でございます。歳出につきましては、47、48ページをお開き願いたいと存じます。これにつきましては、総務管理費で805万円と予備費27万2,000円ということになっております。今年度からは繰り越し財源が少なくなったということによりまして、全体的に事業規模を縮小しております。これらの財源で何をやるかと申しますと、中段に書いてあります、筑西広域イベント事業が100万円。これまでは広域イベント「やっぺえ」の事業をやっておりましたけれども、10回を終了しまして、新たな視点で見直しを図りまして事業を実施するというようなことでございます。それから、広域文化事業591万2,000円につきましては、広報紙関係で、年3回の発行を2回にいたしております。それから、ホームページ更新企画作成などがございます。備品購入費につきましては、筑西広域各施設で使っている88台のパソコンのうち、平成14年度以前に設置しましたパソコンの更新に充てるものでございます。これにつきましては、歳入でもご説明いたしましたように、情報ネットワーク整備事業基金から340万円を充てるものでございます。あとは9万1,000円が職員研修事業ということになっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（片平忠行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時16分

○議長（片平忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第8号について、沼田老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 沼田重夫君登壇〕

○老人福祉施設等支配人（沼田重夫君） 議案第8号についてご説明申し上げます。予算書の49ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算

平成21年度筑西広域市町村圏事務組合の老人福祉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億672万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年2月25日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富山省三

内容について説明申し上げます。事項別明細の55、56ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款分賦金、前年度より1,913万9,000円の減で、本年度予算額は3,697万2,000円でございます。減額の主なものは職員の人件費で、職員が1人減、また支配人が20年度から嘱託にかわったためのものでございます。

2款使用料及び手数料の使用料、前年度より38万5,000円の減で、本年度予算額は1,003万5,000円でございます。

3款諸収入、前年度より518万円の減で、本年度予算額は5,472万2,000円です。減額の主なものは雑入で519万5,000円の減となりますけれども、職員の減により厨房及びマイクロバスの運転に支障が出ることになったために、レストランを21年度から閉鎖することにしたためでございます。

4款繰越金、前年度比較490万円の増で、本年度予算額は500万円。前年度繰越金ですが、昨年の実績によりまして増額をいたしました。

次に、歳出でございます。57、58ページをお開き願います。1款総務費の一般管理費ですが、前年度より2,072万円の減で、本年度予算額は1億532万7,000円でございます。減額の主なものは、歳入でも申し上げましたが、職員の人件費でございます。

58ページの説明の欄をご覧いただきたいと思っております。事業費別経費ですが、二重丸のところの職員給与関係経費で5,543万9,000円、職員9名分の人件費でございます。福祉センター管理運営費は4,988万8,000円でございます。大きなものは7節の賃金、パートさんの賃金でございます。それと、11節需用費では電気料などの光熱水費、修繕料、賄材料費でございます。

次に、2款公債費の償還金利子及び割引料ですが、前年度と比較いたしまして101万6,000円の増、

本年度予算は110万2,000円でございます。昨年度までは利子だけの償還でございましたけれども、本年度から元金の償還が入ります。これは、18年度にアスベストの除去工事を行っておりまして、その起債の償還金でございます。

3款予備費でございますが、前年度より10万円の減で、本年度は30万円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 一般会計の議案から質問していきたいのですが、それでいわゆる分賦金の一覧表が添付されておりましたけれども、筑西遊湯館、これが本年度で1億9,765万2,000円、約2億です、結城、筑西、桜川全体で。実際にこれだけの分賦金があてがわれて、それで実際に管理者は招集あいさつでも、開業以来、去年の12月末で100万人に達したという話をしておりますが、しかし現実に今日は運営が大変だと思うのです。監査委員の報告にもありましたけれども、筑西遊湯館の有料施設の利用者の減少傾向があるということで、大変厳しい監査の見方が示されております。また、収支によっては、赤字が出れば、さらにそれを補てんすると、それぞれの応分によって。そういう事態もかつてはあったわけです。こういうことで、現在の収支というのはどういうふうになっているのか、収支決算です、これまでの。その辺、それから21年度の収支見込みをどういうふうにしてこの予算を立てているか。

それから、職員の給与の問題で、地域手当が3%が1.8%になるとかならないとか、いろいろ細かい話が出ていましたけれども、これはそうすると現行どおりということになるのか。筑西市では本当は法律上は3%なのです、地域手当は。それが現実には2%なのです。これは本当は法律違反なのです。3%以内なんていうのはないのですから、3%支給するとはっきりうたわれているのですから。それを実際に実施していないというのは、本当は筑西市で言えば市長の間違いなのです、ちゃんと3%と触れているのですから。その辺のところを再度お尋ねしたい。

それから、ごみ処理施設費の焼却灰処分です、1億7,300万。これは、10年間かけて、約20億の費用を持って産廃焼却のそれを搬出するというので、新年度は3年目に入るわけですか。そういうことで、実際に入札方法の問題で、この議会でもいろいろ批判されたのですけれども、現実はどういうふうに入札の方法が改まったのかな。

それから、工事請負費で3億9,300万でございますけれども、入札のあり方という問題でお尋ねしたいのですが、筑西広域圏内では入札のやり方をどういうふうにしているのか。指名競争入札なのか一般競争、条件つきですけれども、筑西市のいわゆる基準に合ったやり方をやっているのかどうか、その辺をひとつ確認したい。

焼却灰処分については、地元住民は早急に撤去してほしいということを要望しているわけだけでも、いわゆる計画の10年ではとても搬出終了できない。これは、どのくらいの期間を見込んでやっているのか。

し尿処理の施設費の工事請負においても、3,000万で8件の工事を予定しているということだけでも、入札のやり方についてもお尋ねしたい。

それから、衛生費の小児救急と病院群輪番制の事業の問題で、これは消防本部の救急車の出場というか、そういうものが当然想定されますから、そうすると小児救急医療事業の235万8,000円、これは年間どのくらいの患者搬送を見込んでいるのか。そして、小児救急はメディカルにお願いしているということですが、それだけでは済まないと思うのです。メディカルばかりでなく近隣の病院にも、これは時と場合によってはお願いしているわけですから、そういった搬送先と救急の件数、その辺をお尋ねしたい。それから、病院群輪番制についても同様でございます。

それで、救急車の到着時間ですか、現場へ到着するのは6分から7分だと、全国平均。それでは、我が筑西広域ではどうなのかと。そして、いわゆる照会して搬送先、病院に到着するまでの所要時間というのは、そのときの病院の距離にもよりますけれども、平均どのくらいかかるのか。というのは、救急車の現場到着は6分か7分で来ても、今度搬送先がなかなか決まらない、照会しても受け入れ先が。こういった問題で、例えば急性心筋梗塞などは一刻を争う事態です。大体急性心筋梗塞なんかは1時間以内ということまで言われています。そういったものも考えて、現在の救急体制についてひとつお願いしたいと。答弁をお願いします。

それから、老人福祉事業の先ほど老人あまびきセンターのお話が出ておりましたけれども、いろいろ聞きますと、もう老朽化してきていると。これの建て替えはもうできないのだと。つまりお寺ですか、雨引山のほうで、もう改築はだめだと、契約はしないということですので。そうすると、大体どのくらいまでの期間を運営していくのかという問題が出てくると思うのです。そういう問題で、監査委員さんも大体所期の目的は達したと。施設のあり方の根本的な検討を要望するという監査委員の報告がありますけれども、老朽化して耐震構造ですか、それに耐えられないような施設にだんだんなっていくと思うのです。それとも耐震補強工事をやって、そのまま続けていくのかという、その辺の方針をひとつ今議会で明らかにしてほしいということです。

いわゆる分賦金についてもいろいろありますけれども、実際に今の状況では、老人あまびきセンターの施設というものは確かに役割が終わったという感じで、今の風潮というか、利用の風潮に合わせてこなくなっているというのも、現実的にレストランはもう閉鎖ということになってきているし、そういうものをひとつ勘案して、今後の見通し、監査委員の報告との関わり合いでどういうふうにやっていくのかということをお尋ねしたいと。

以上です。

○議長（片平忠行君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

近藤筑西遊湯館長。

〔筑西遊湯館長 近藤邦男君登壇〕

○筑西遊湯館長（近藤邦男君） ただいまの鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、本年度、平成20年度の収支の見込みのお尋ねでございます。20年度の見込みでございますが、まず分賦金の収入でございますが、1億8,549万7,000円、繰越金、これが137万8,903円、使用料と雑入でございますが、これはあくまで見込みでございます。使用料でございますが、これは入館料等でございますが、9,012万2,850円、それと雑入関係でございますが、1,200万4,311円でございます。歳入総額の見込みでございますが、2億8,900万3,064円でございます。

これに対しまして歳出でございますが、2億9,660万3,355円ということで、歳入歳出引き算をいたしますと、三角の約770万の欠損見込みになる予定でございます。

また、21年度の見込みでございますが、まず予算ベースでお答えいたしますと、昨年度と比較いたしますと、使用料でまず963万6,000円の減、繰越金で100万の減、雑入関係で155万6,000円の減で、歳入総額1,219万2,000円の減となっております。これに対しまして歳出でございますが、人件費が57万4,000円の増、運営費が136万3,000円の増、公債費でございますが、利子分が197万4,000円の減でございますので、歳出のほうが3万7,000円の減となっております。歳入歳出引き算いたしますと1,215万5,000円という形になりまして、この金額の分を本年度分賦金として新たなる増としていただきまして、21年度は遊湯館の分賦金でございますが、1億9,765万2,000円となるわけでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（片平忠行君） 星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 私のほうでは地域手当、それから病院群輪番制、それから小児救急の何人を予定しているのだと、そういったことのご質問がありましたので、その答弁と、それから老人福祉センターあまびきについてご答弁申し上げます。

まず、地域手当でございます。地域手当につきましては、筑西市に倣うというようなことであるから、当然先ほど言いました3%ということでございます。ただ、これまでの経過を見ますと、3%の支給ではなく、場合によっては2%の支給であったりと、そういったことがあったわけでございます。ただ、筑西広域ということで構成市が3市ございます。基本的には筑西市に倣うのだというご説明をいたしましたけれども、地域手当につきましては、先ほども私が説明をいたしました。桜川市、それから結城市ではこれは支給をされてございません。そういった関係から、今年1年、幹事会、それから正副管理者会議等で協議をさせていただきました。そして、筑西市に勤務する職員、この職員を対象に出そうということになってございます。そういうことで、その対象となる職員の得べき地域手当を職員全員で分けたというような形で先ほどご説明をいたしました。ですから、3%もし筑西市が設定になれば、先ほどはその6割というような形で計算できましたので、1.8%になりますという

ことで先ほどご説明をさせていただきました。仮に筑西市が2%であれば1.2%の支給というふうになるわけです。そして、1%であれば当然0.6%、ゼロならばゼロと、こういった形で今回予算を計上させていただいたわけでございます。

県内の地域手当の状況を見ますと、これはいろいろばらばらでございまして、西南広域では実は出ておりません。それから、常総広域、これでは2%ということになっております。それから、茨城県の職員につきましては、いろんな地域の場所に勤務する県の職員がいるわけでございますが、2%というふうになっているようでございます。平成22年度では3%にするというようなことで、18年度から22年度、制度完成を目指して段階的に引き上げることとしているというようなことで県のほうにはなっております。県の職員につきましては、高いところでは14.5%と、こういったパーセンテージのところもあるようでございますが、平均して2%ということをやっているようでございます。それから、県外の状況では、栃木県はゼロのところが多いようでございますが、千葉県あたりでは5%、それから埼玉県の広域あたりでは2%から6.5%、こういった状況にもなっております。

ちなみに6割というような形になりまして、50代前半では年間ではどれぐらい減るかという話になりますと、14万3,000円ぐらい減ると。それから、40代の係長では6万円ぐらい、20歳前半の消防職員なんかでは2万5,000円ぐらい。これは、期末勤勉手当にも換算されますので、そこまで入れて今数字を申し上げました。

それから、小児救急医療と病院群輪番制でございまして、これは、人数については勘案してございませぬ。まず、病院群輪番制でございまして、これにつきましては地域内の病院群が共同連携して、輪番制方式によりまして、救急、夜間における重症救急患者の入院治療を実施する体制のことを言っておるわけでございまして、輪番に参加する病院を病院群輪番制参加病院と言うというふうなことでございます。広域圏内の輪番制の参加病院につきましては、県西総合病院、協和中央病院、結城病院、筑西市民病院、城西病院ということでございまして、これにつきましては、各病院間で話し合いがなされまして、全夜間、休日、こういった形で、県西総合病院と協和中央病院、これにつきましては437日、県西総合病院ですと206日当番日数がございまして、それから、協和中央病院ですと231日、それから結城病院、これは西側のほうになりますか、113日、それから筑西市民病院では109日、城西病院では215日というふうな当番日数で今年度算出しております。

1日の単価補助額といたしまして3万1,965円というようなものを充てております。これは病院全部共通でございまして、これ掛ける日数ですか、こういった形でございまして、全夜間につきましては365日、全休日72日につきましては、日曜日の52日、それから祝日16、年末3日、年始の1日と、こういったことで計算をしております、これを均等割、それから人口割、95で、これで案分をしております、分賦金を算出してあります。ちなみに結城市では707万9,000円負担すると。それから、筑西市では1,442万6,000円、桜川市では643万3,000円、合計で2,793万8,000円というようなことが負担金でございまして。

病院群輪番制は以上でございます。

それと、小児救急医療でございます。これにつきましては、平成16年の7月にもご説明を申し上げましたが、新たに小児救急医療を広域の事業として取り組むというようなことになりまして、茨城県の県西、県南地域で深刻な小児科医不足があったというようなことございまして、筑西広域管内も同じような状況であるというようなことで、これはいろいろ理由はありましたが、医師の研修が変わったと、取り組みというものが変わったというようなことが原因として挙げられていたようでございます。

こういった状況のもとで、茨城県の医療整備課より、つくば市と筑西広域市町村圏事務組合による小児救急医療体制の整備の取り組みについて要請がございました。これに基づきまして小児救急医療体制を整えたわけでございますが、これにつきましてはつくばメディカルセンター病院、共同利用型病院方式ということでございまして、準夜ということでございまして、365日18時から22時まで、それから昼間、日曜、祝日、年末年始9時から17時までということでございまして、当番回数は、これは合計しますと437回になります。準夜が365回、昼間、休日関係が72回。

補助の基本単価としましては、1当番当たり1万9,600円。これは昼間でございます。それから、8時間実施する場合の3万1,600円がございまして、これらで補助額が942万9,200円ございまして、準夜、今申しました18時から22時までですが、これにつきましては1万9,600円に365回を掛けますと715万4,000円になります。昼間につきましては、同様に3万1,600円に72回を掛けますと227万5,200円ということになります。これらの合計で942万9,200円という数字が出てまいります。これらのうち補助額ということで、茨城県が2分の1を負担しております。そして、市町村負担ということが残り2分の1で471万5,200円、これをつくば市と筑西広域で分けているわけでございます。筑西広域分につきましては235万7,600円ということでございまして、これも同様にしまして分賦金の案分をいたしますと、95%で案分をいたしますと、負担金としましては、結城市では59万7,000円、筑西市につきましては121万8,000円、それから桜川市では54万3,000円となるものでございます。

続きまして、老人福祉センターあまびきについてのスケジュールというようなことをご説明をさせていただきます。老人福祉センターあまびきの今後のスケジュールにつきましては、老人福祉施設等維持管理検討委員会、この中で協議しました結果、平成22年度を目途にその後の利用方法を考えていきますということでございまして、採算性優先の民間施設では困難なことを遂行するために役割を果たしてきたというようなことございまして、なおかつあの周りには類似する施設が近隣にございませんので、長きにわたりまして、現在もそうですが、地元密着の形となって約40年近くに至っているわけでございます。

しかし、施設につきましては、昭和46年の建設ということで、現在に至っては、先ほどの質問にありましたように、老朽化が進んでございます。この中、アスベストの除去工事の実施、それからエアコンの修理、それから中古のマイクロバス等の購入をしております、数年の維持管理が可能である

ということでございますので、当初に申しました、平成22年度あたりから新たな視点で考えていくというような方向付けがなされております。これにつきましては、先ほど申しましたように、老人福祉施設等維持管理検討委員会の協議結果でもございます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

○次長兼環境センター所長（百瀬正治君） 鈴木議員さんの質問にお答え申し上げたいと思います。

工事請負、ごみのほうで3億9,400万ほどあるわけでございます。これは17本ほどあるわけでございまして、星野事務局長がご説明申し上げましたように、8年目を迎えるというようなこともございます。そのようなことで、現在まで必要最小限の補修しかかけていないというところもあります。来年度につきましても、そのようなことで、必要最小限度ということで17本、これは指名競争入札を考えております。

また、し尿処理施設の3,005万1,000円の工事請負でございますが、これは9本ほどございます。し尿処理施設につきましては、14年経過するというようなことで、かなり老朽化が進んでいるようなところでございます。これにつきましても必要最小限の予算を組まさせていただきます、これにつきましても指名競争入札で対応したいというようなことでございます。

それと、焼却灰の掘り起こしでございますが、21年度までで約5,000立米ほど掘削できるわけでございますが、残り3万1,000立米というようなことでございます。端的に1年に2,000立米ということになりますと、あと約15年ぐらいかかってしまうのかなということになりますと、平成36年ぐらいには完了するのかなと思っております。

また、前回の定例会にもお話ししたかと思いますが、構成3市の財政状況がかわり次第、地元住民の方々が早目に対応してほしいというようなこともありますので、それらにつきましては3市と十分協議しながら、早い時点で掘削を終わらせていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 17番、鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 星野事務局長、それから飯村消防長、それから百瀬環境センター長ですか、定年で今回限りだという話を聞いて、長い間ご苦労さまでした。だから、もう余り質問はしませんので、私の話だけ聞いて下さい。

例えば環境センターの工事請負のものでは指名入札だということで、旧態依然としてそのまま続けているようなのです。だから、筑西市の工事請負規則に基づいて、やっぱりこれからやっていく必要があるのです。ですから、百瀬所長さん、その引き継ぎはちゃんと、これからは筑西市の工事請負規則に則ってやってもらうようにしていただきたいのです。答弁は結構です。

いろいろ言いたいことがありますけれども、救急車の話は、例えば今全国平均6分か7分で現場到

着するから、では筑西広域消防ではどうなのだとことを聞いたりしたのですけれども、答弁がないですから、次回といってももう今年の秋でしょうから、今回は、決算の議会ですから。そういうことも含めて、時間ももう3時になりそうですから、この辺で私終わります。答弁はいいです、いろいろ待ちくたびれているような感じもありますので。

○議長（片平忠行君） 11番、林 悦子君。

〔11番 林 悦子君登壇〕

○11番（林 悦子君） 1点のみ、地域手当です。

さきの議会でも去年も、この未支給というのですか、地域についてはご配慮を賜りまして、その分我慢されている職員の方もいらっしゃるであろうということについては、はなはだありがたく存じておるということを1回申し上げたと思うのですが、人事院勧告に基づくものですよね。勧告と支給という言葉がごちゃごちゃになって話されるので、お金が来ているのに渡されないというふうに感じられるのですけれども、口も出す以上はお金もくれるのだらうと思うのですが、この地域手当の財源は何なのでしょう。国から交付金か補助金でも来ているのでしょうか。来ているのであればその額をお教えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（片平忠行君） 林 悦子君の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 林議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

勧告というだけで、特に補助金等は来ておりません。地域手当につきましては、100%分賦金でございます。

○議長（片平忠行君） 11番、林 悦子君。

○11番（林 悦子君） そうですか、お金全然来ていないのですか。桜川市と結城市は支給がなし、支給がなしというので、お金がどこかに行っているのかなと私思っていましたけれども、そうではないのですね、これ。口は出すと。そうすると、聞こえが悪いです。やっぱり口を出す以上は、桜川市と結城市はそもそも勧告もないのですよね。勧告されているけれども、支給をしない。だけれども、金も来ていないというところと、勧告もされていないから当然支給もしないという地域があるということですよ、正確には。

私、大阪の橋下知事を見ている、口だけ出す人の話は参考にするけれども、自分の頭で考えて判断するというのがこれからの地方自治だと思いますので、苦しい判断をしなくてはならないときもあるかと思いますが、広域圏内地域一体だと思いますので、どうぞこれからもよろしく面倒を見てください。お願いします。

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第5号 分賦金の負担割合について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成21年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号、議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第6、議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について及び議員提出議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹君。

〔議会運営委員長 箱守茂樹君登壇〕

○議会運営委員長（箱守茂樹君） 議員提出議案第1号並びに第2号について説明いたします。

議員提出議案第1号は筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について、第2号は筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであり、

2案について一括して提案するものであります。

提出者は私、箱守茂樹であります。なお、賛成者は、堀江健一、中田松雄、高田重雄、林悦子、關四郎、山口明、須藤一夫の各議員であります。

まず、議員提出議案第1号でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日に施行されました。これにより、当組合議会においては、議会議員の活動のうち地方自治法第100条第12項に定められた議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、全員協議会及び正副委員長会議を正規の議会活動として位置づけるものであります。

次に、議員提出議案第2号でございますが、ただいまの議員提出議案第1号の議会会議規則の改正に伴い、正規の議会活動として位置づけられた全員協議会及び正副委員長会議への費用弁償を支給するため、所要の改正を行うものであります。

なお、これらにつきましては、筑西市に準拠していることから、筑西市同様、改正するものであります。

以上、賛成賜りますようお願いいたします。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議員提出議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてについて、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第7、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長及び施設建設・環境整備推進

特別委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

◎発言の申し出

○議長（片平忠行君） この際、消防長から発言を求められておりますので、これを許します。

飯村消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） 元消防職員が大麻栽培の容疑で逮捕されたという新聞での報道がありまして、大変申しわけございませんでした。経過報告をさせていただきます。

元職員は、男性、28歳でありまして、平成15年に採用され、筑西消防署、桜川消防署に勤務後、平成20年10月20日に自己都合により退職しております。在職期間は5年7カ月であります。平成20年11月12日に筑西警察署から、元職員を大麻取締法違反の容疑で逮捕したという連絡がありました。出向して状況を尋ねたところ、元職員はインターネットを通じて大麻の種を購入し、栽培した大麻草を押収したということでありました。また、退職後の逮捕であります。容疑事実は在職中の出来事であるという回答でもありました。

この結果を踏まえ、普通退職であり、退職金が支払われる案件であります。容疑事實在職中とのことであるので、退職金の請求事務は差し止めをしております。

このようなことについて、11月14日幹部会議を開き、元職員の逮捕の説明をするとともに、全職員を対象にヒアリングの実施を指示し、その結果、疑わしい職員はいませんでした。

興味本位とはいえ、在職中に市民の信頼を損なう事態を招き、管理監督者という立場から、重大なことと十分認識し、深く反省をするとともに、再発防止と信頼回復に努めてまいりたいと思います。

なお、私を含めて幹部職員の処分につきましても、定期的開催されます懲戒審査委員会に審査の要求をしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

◎閉会の宣告

○議長（片平忠行君） これをもちまして、平成21年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 3時01分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成21年2月25日

議 長 片 平 忠 行 ⑩

署 名 議 員 皆 川 光 吉 ⑩

署 名 議 員 鈴 木 聡 ⑩